

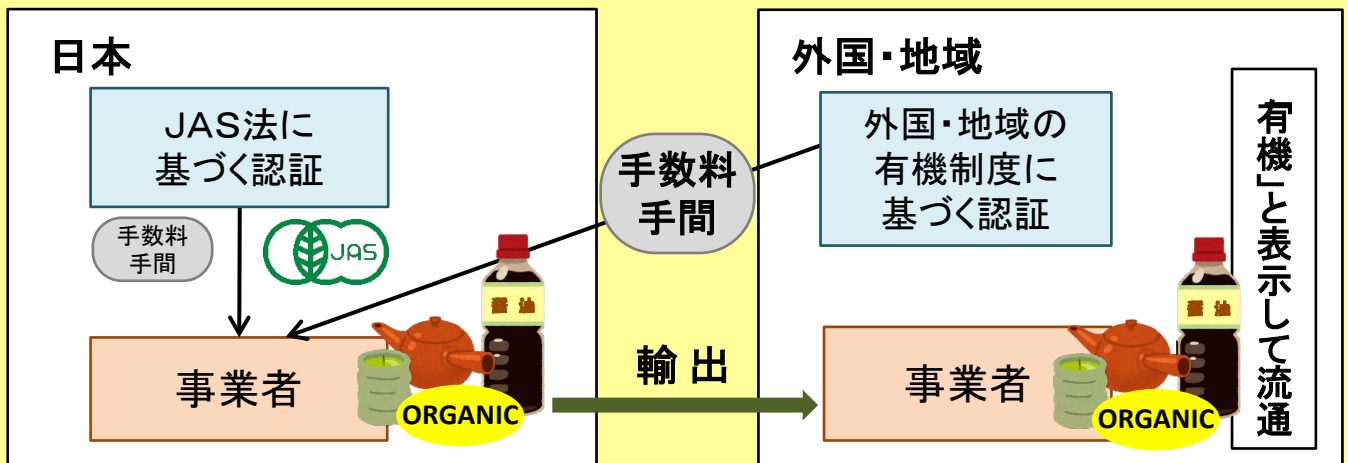
有機認証制度の同等性について

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。
(その国・地域の有機認証を受けた産品でなければ「有機」と表示できない)
- 一方、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。
これを「有機同等性」という。
- 日本について有機同等性を承認した国・地域(令和5年8月31日現在)
EU(27か国)、英国、米国、スイス、カナダ、台湾
※ 米国、スイスについては、有機加工食品のうち酒類を除く。
EU、英国、台湾については、有機農産物及び有機農産物加工食品(酒類を除く)に限る。
豪州、NZなど、日本の有機制度に基づく有機食品であれば輸出可能な国もある
(有機同等性の承認は不要)。

(参考) 日本から外国・地域への有機農産物等の輸出

【有機同等性が認められていない場合】

日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができない。



有機同等性が認められれば

【有機同等性が認められた場合】

日本の事業者は、JAS法に基づく認証を受ければ、外国・地域の有機認証を受けずに「有機」と表示した農産物等の輸出が可能。

